



紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

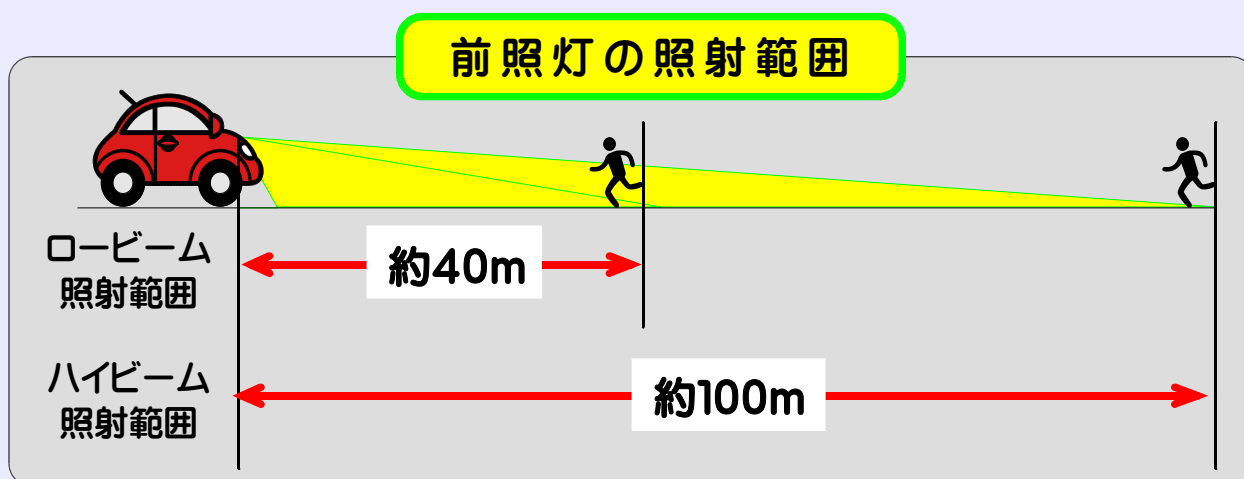
令和7年8月22日
発行:紋別警察署
地域・交通課
電話:0158-23-0110
NO.47

積極的にハイビーム! 常に危険を予測した運転を!!



走行時はハイビームが基本です!!

前方や対向車線に車両が無いときは、積極的にハイビームにしましょう!!



ロービーム
「すれ違い用前照灯」
照射範囲約40m

遠くまで見える!

ハイビーム
「走行用前照灯」
照射範囲約100m

道路交通法第52条「車両の灯火」(道路交通法施行令第18条、第20条)

第1項 車両等は、夜間(日没時から日出時まで)、道路を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯、番号灯、室内照明灯(乗合自動車のみ)を点灯しなければならない。

第2項 車両等が、夜間、他の車両等と行き違う場合、又は他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、前照灯の光度を減じ、または照射方向を下向きにするなどの操作をしなければならない。